

竹富町告示第60号

竹富町観光案内人条例における免許等への条件の付与に係る要綱を次のように定める。

令和5年11月2日

竹富町長 前泊 正人

竹富町観光案内人条例における免許等への条件の付与に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号。以下「条例」という。）第10条第1項又は第22条第1項の規定に基づく条件の付与に関する事項を定めることにより、条例の目的の実現並びに公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 第10条第1項又は第22条第1項の規定に基づく条件の付与は、条例及び竹富町観光案内人条例施行規則（令和 年竹富町規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(観光案内人免許又は登録引率ガイド選任認可に係る条件の付与)

第4条 規則第8条及び第20条に規定する町長が別に定める例文は、別表のとおりとする。ただし、この条例又は全体構想の目的、基本理念又は趣旨の実現のために特に必要であると認めるときは、別表によらず条件の付与を行うことができるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	条件例文	留意事項
有効期間の 限定 (新規申請)	貴殿に付与する（免許/認可） の有効期間は、（免許状等/登 録証等）の発行日の翌日から	1 新たに観光案内人免許又は登録引 率ガイド選任認可を受けようとする 者に対し、免許又は認可の有効期間

<p>の場合)</p>	<p>起算して〇年とする。なお、この（免許/認可）に係る（（観光案内人登録料及び）観光ガイド登録料/（登録引率事業者登録料及び）登録引率ガイド登録料）は、竹富町観光案内条例施行規則第5条（第17条）第2項の規定を準用し、同条第1項（第1号及び）第2号の金額に×分の×を乗じた金額とする。</p>	<p>を条例の規定より特別に短縮する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 付すべき場合としては、例えば、免許取消処分後3年を経過せず欠格要件に該当していた者が、3年を経過した直後に申請を行った場合等が考えられる。</p> <p>3 短縮後の有効期間の年数については、その性質上1年を原則とするが、特段の事由がある場合は2年とすることも差し支えない。</p>
<p>有効期限の限定 （更新申請等の場合）</p>	<p>貴殿に付与する（免許/認可）の有効期限は、令和〇年〇月〇年〇日とする。なお、この（免許/認可）に係る（（観光案内人登録料及び）観光ガイド登録料/（登録引率事業者登録料及び）登録引率ガイド登録料）は、竹富町観光案内条例施行規則第5条（第17条）第2項の規定を準用し、同条第1項（第1号及び）第2号の金額に×分の×を乗じた金額とする。</p>	<p>1 観光案内人免許又は登録引率ガイド選任認可の更新等を行おうとする者に対し、免許又は認可の有効期間を条例の規定より特別に短縮する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 付すべき場合としては、例えば、条例第17条各項に掲げる観光案内人の遵守事項又は条例第28条各項に掲げる登録引率事業者の遵守事項を十分に履行していないと認められる者が、更新の申請を行った場合等が考えられる。</p> <p>3 短縮後の有効期間の年数については、その性質上1年を原則とするが、特段の事由がある場合は2年とすることも差し支えない。</p>
<p>有効期間の限定</p>	<p>（観光ガイド又は登録引率ガイドの氏名）が（観光ガイド/</p>	<p>1 条例の規定による各種申請において、個々の観光ガイド又は登録引率</p>

<p>(個々の観光ガイド又は登録引率ガイドに係るもの)</p>	<p>登録引率ガイド)として従事できる期間は、(免許状等/登録証等)の発行日の翌日から令和〇年〇月〇年〇日までとする。なお、この(免許/認可)に係る(観光案内人登録料及び)観光ガイド登録料/(登録引率事業者登録料及び)登録引率ガイド登録料)は、竹富町観光案内条例施行規則第5条(第17条)第2項の規定を準用し、同条第1項(第1号及び)第2号の金額に×分の×を乗じた金額とする。</p>	<p>ガイドが従事できる期間に限って特別に短縮する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 ただし、条例は事業者を主たる対象としたものであることから、個々のガイドに限った条件を付すことについては、その妥当性を慎重に検討する必要がある。</p> <p>3 付すべき場合としては、例えば、当該ガイドが免許取消処分を受けた観光事業者に所属していた場合であって、かつ当該ガイドがその取消処分の主たる原因者であった場合等が考えられる。</p> <p>4 短縮後の有効期間の年数については、その性質上1年を原則とするが、特段の事由がある場合は2年とすることも差し支えない。</p>
<p>自然観光事業の限定(観光ガイドに係るもの)</p>	<p>(観光ガイドの氏名)が従事することができる自然観光事業は、(河川、内湾その他の水面を利用しない/専ら汽船を使用して行う)自然観光事業に限るものとする。</p>	<p>1 河川、内湾その他の水面を利用しないとして規則第4条第1項第5号の規定による審査を不要とした場合、又は規則第4条第1項第5号ただし書の規定により同条同項同号を適合と判断した場合に用いる。</p> <p>2 本条件を付さない場合においては、免許に限定等はなされず審査との整合が取れないことから、1に該当する場合には必ず本条件を付す必要がある。</p>

<p>自然観光事業の限定 (登録引率ガイドに係るもの)</p>	<p>(登録引率ガイドの氏名) が従事できる特定自然観光資源の所在する区域での自然観光事業は、(特定自然観光資源の所在する区域の名称) で行う自然観光事業に限るものとする。</p>	<p>1 複数の特定自然観光資源の所在する区域に係る登録引率ガイド選任認可申請に対し、当該ガイドが一部の特定自然観光資源の所在する区域に係る選任認可の審査基準を満たさず、申請の一部にのみ認可を付与する場合が適当と認める場合等に用いる。</p> <p>2 本条件を付さない場合においては、認可申請のとおり選任認可がなされたものと扱われることから、1に該当する場合には必ず本条件を付す必要がある。</p>
<p>報告</p>	<p>〇〇の履行状況について、その状況が分かる天然色写真を添え、××ごとに町長に報告すること。</p>	<p>1 規則第4条第3項第2号の規定による審査において、自然環境保全及び自然環境教育を目的とした行事又は活動への参加又は参画に関する具体的かつ公民館活動に比して妥当な計画の提出に基づき適合とした場合等に、その履行状況を確認することを目的として用いる。</p> <p>2 天然色写真の添付については、その必要性に応じて削除、日報への置き換え等を適宜行って差し支えない。</p> <p>3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。</p>